

令和4年川辺町議会第2回定例会

令和4年6月7日(火) 午前9時00分開会

議事日程(第1号)

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4 (報告第 1号)	令和3年度川辺町一般会計繰越明許費繰越計算書
日程第 5 (承認第 1号)	専決処分について承認を求める件 《川辺町税条例等の一部を改正する条例》
日程第 6 (承認第 2号)	専決処分について承認を求める件 《川辺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例》
日程第 7 (承認第 3号)	専決処分について承認を求める件 《川辺町介護保険条例の一部を改正する条例》
日程第 8 (承認第 4号)	専決処分について承認を求める件 《令和3年度川辺町一般会計補正予算(専決第4号)》
日程第 9 (承認第 5号)	専決諸追について承認を求める件 《令和4年度川辺町一般会計補正予算(専決第1号)》
日程第10 (承認第 6号)	専決処分について承認を求める件 《令和3年度川辺町下水道事業会計補正予算(専決第1号)》
日程第11 (議案第20号)	令和4年度川辺町一般会計補正予算(第1号)
日程第12 (議案第21号)	令和4年度川辺町介護保険特別会計補正予算(第1号)
日程第13 (議案第22号)	令和4年度川辺町下水道事業会計補正予算(第1号)
日程第14 (議案第23号)	令和4年度川辺町下水道事業会計補正予算(第1号)

本日の議会に付した案件

議事日程のとおり

出席議員(8名)

議長 井戸 三兼	副議長 古川 政久	1番 石原 利春
2番 佐伯 雄幸	3番 瀬尾 俊春	4番 市原 敬夫
5番 櫻井 芳男	8番 平岡 正男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条による出席者

町長 佐藤 光宏 教育長 野尻 政俊

参 事	白村 茂	総務課長	井上 健
会計管理者兼会計室長	石本 清二	企画課長	重本 佳明
税務課長	佐伯 政宣	住民課長	竹内 康人
健康福祉課長	横田 博生	産業環境課長	馬場 誠
基盤整備課長	渡邊 明弘	教育支援課長	馬場 啓司
生涯学習課長	佐伯 毅彦	上下水道課長	渡辺 英樹

欠席者 なし

事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木 秀樹

(開会 午前 9時00分)

◎議長(井戸三兼君) 皆さん、おはようございます。

令和4年川辺町議会第2回定例会が招集され、御案内を申し上げたところ、出席議員は8名です。定足数に達していますので、ただ今から、第2回川辺町議会定例会を開会します。それでは本日の会議を開きます。

はじめに、注意事項を申し上げます。コロナウイルス感染症予防対策として、飛沫を防止するため、自席で発言される場合は着座にて行ってください。また、議場内の換気のため、必要に応じて適宜休憩を設ける場合がありますので皆様の御協力をお願いします。

招集者の町長から挨拶をいただきます。町長 佐藤光宏君。

◎町長(佐藤光宏君) 本日ここに令和4年川辺町議会第2回定例会の開会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には、公私にわたり何かとお忙しいなか、早朝より御出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日々町政の推進に格別なる御理解と御協力、御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルスの動向と対策についてでございます。オミクロン株による第6波の感染拡大につきましては、本町においても連日のように陽性者を確認している状況です。岐阜県においても減少と増加を繰り返しながら、今なお、高い水準で推移しています。また、変異を続けるオミクロン株の圧倒的な感染スピードと感染規模を踏まえると、これをゼロに抑え込むことは容易ではありません。こうした中で、まもなく本格的な夏を迎えることとなり、熱中症にも十分注意しなければなりません。マスクの着用については、国の基本的対処方針に従って、メリハリをつけた着用を推奨してまいります。今後も引き続き、町民の皆様に対し、きめ細かな情報提供に努めるとともに、重症リスクの高い高齢者などに重点化しながら県と連携して感染防止拡大に努めてまいります。

ワクチン接種については、これまで通りワクチンの有効性やメリットについて説明しながら、若い世代のワクチン接種の推進を図るとともに、4回目のワクチン接種も迅速に進めています。また、本日ご提案させていただく補正予算案件にもございますが、新たに交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、感染防止対策の強

化、登山道の整備やPR、原油価格や物価高騰に対応した商品券発行など、様々な事業を展開してまいります。

一方で6月12日には、3年ぶりの川辺清流レガッタの開催も予定しております。感染対策として、参加者を町内在住、在勤者に限定、協議中以外でもマスク着用、こまめな手指消毒の徹底に努めて開催してまいります。また今後も、新型コロナウイルスの感染状況を見極めながらになります、Withコロナ、Afterコロナでのイベント、行事のあり方などを検討してまいりますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

次に、国内の経済動向についてです。内閣府が先月25日に発表しました月例経済報告によれば、景気は持ち直しの動きが見られるとされています。先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動の正常化が進む中で各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待されるが、中国における新型コロナウイルスの感染再拡大の影響やウクライナ情勢の長期化が懸念される中で、供給面での制約や原材料価格の上昇、金融資本市場の変動等に十分注意する必要があるとしています。また、国のコロナ克服新時代開拓のための経済対策を具体化する、令和3年度補正予算及び令和4年度予算の迅速かつ適切な執行、4月26日に取りまとめた『コロナ禍における原油価格物価高騰等総合緊急対策』を実行し、ウクライナ情勢等に伴う原油価格や物価の高騰等による国民生活や経済活動への影響に緊急かつ機動的に対応し、コロナ禍からの経済社会活動の回復を確かなものとする、としています。このような、社会経済情勢を踏まえながら、今年度が計画期間の中間の年となる川辺町第5次総合計画後期基本計画の推進達成に向け、引き続き各種予算、事業の着実な実施に努めてまいります。

さて、本定例会にご提案いたしております議案は、報告案件1件、承認案件6件、補正予算案件4件の計11案件でございます。どうか、慎重にご審議賜り、格別のご理解によりご決定賜りますようお願い申し上げ、開会にあたりましての御挨拶といたします。

◎議長（井戸三兼君） 本日の議事日程はお手元にお配りしましたとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議席番号4番 市原敬夫君及び5番 櫻井芳男君の両名を指名します。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は、去る5月27日の議会運営委員会で決定されたとおり、本日から6月16日までの10日間にしたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から6月16日までの10日間に決定しました。

日程第3「諸般の報告」を行います。監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、お手元に配布のとおり「令和4年5月23日 川監第4号」、「令和4年4月22日 川監第2号」、「令和4年3月22日 川監第36号」の例月出納検査の結果報告がありました。報告書類の原本は議会事務局に保管してありますので、適宜閲覧してください。これで諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第1号「令和3年度川辺町一般会計繰越明許費繰越計算書」を議題といたします。本件についての説明を求めます。総務課長、井上 健君。

◎総務課長（井上健君） 報告第1号「令和3年度川辺町一般会計繰越明許費繰越計算書」について説明

◎議長（井戸三兼君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。以上で報告第1号は終了しました。

日程第5 承認第1号「専決処分について承認を求める件《川辺町税条例等の一部を改正する条例》」を議題といたします。本件についての説明を求めます。税務課長 佐伯政宣君。

◎税務課長（佐伯政宣君） 承認第1号「専決処分について承認を求める件《川辺町税条例等の一部を改正する条例》」について説明

◎議長（井戸三兼君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第1号を採決いたします。お諮りします。本件については、これを承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号「専決処分について承認を求める件《川辺町税条例等の一部を改正する条例》」は、承認することに決定いたしました。

日程第6 承認第2号「専決処分について承認を求める件《川辺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例》」を議題といたします。本件についての説明を求めます。住民課長 竹内康人君。

◎住民課長（竹内康人君） 承認第2号「専決処分について承認を求める件《川辺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例》」について説明

◎議長（井戸三兼君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第2号を採決いたします。お諮りします。本件については、これを承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎**議長（井戸三兼君）** 異議なしと認めます。したがって、承認第2号「専決処分について承認を求める件《川辺町国民健康保険条例の一部を改正する条例》」は、承認することに決定いたしました。

日程第7 承認第3号「専決処分について承認を求める件《川辺町介護保険条例の一部を改正する条例》」を議題といたします。本件についての説明を求めます。健康福祉課長 横田博生君。

◎**健康福祉課長（横田博生君）** 承認第3号「専決処分について承認を求める件《川辺町介護保険条例の一部を改正する条例》」について説明

◎**議長（井戸三兼君）** これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎**議長（井戸三兼君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎**議長（井戸三兼君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第3号を採決いたします。お諮りします。本件については、これを承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎**議長（井戸三兼君）** 異議なしと認めます。したがって、承認第3号「専決処分について承認を求める件《川辺町介護保険条例の一部を改正する条例》」は、承認することに決定いたしました。

日程第8 承認第4号「専決処分について承認を求める件《令和3年度川辺町一般会計補正予算(専決第4号)》」を議題といたします。本件についての説明を求めます。総務課長 井上健君。

◎**総務課長（井上健君）** 承認第4号「専決処分について承認を求める件《令和3年度川辺町一般会計補正予算(専決第4号)》」について説明

◎**議長（井戸三兼君）** これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎**議長（井戸三兼君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎**議長（井戸三兼君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第4号を採決いたします。お諮りします。本件については、これを承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎**議長（井戸三兼君）** 異議なしと認めます。したがって、承認第4号「専決処分について承認を求める件《令和3年度川辺町一般会計補正予算(専決第4号)》」は、承認することに決定しました。

日程第9 承認第5号「専決処分について承認を求める件《令和4年度川辺町一般会計補正予算(専決第1号)》」を議題といたします。本件についての説明を求めます。総務課長 井上健君。

◎**総務課長（井上健君）** 承認第5号「専決処分について承認を求める件《令和4年度川辺町一般会計補正予算(専決第1号)》」について説明

◎**議長（井戸三兼君）** これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎**議長（井戸三兼君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎**議長（井戸三兼君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第5号を採決いたします。お諮りします。本件については、これを承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎**議長（井戸三兼君）** 異議なしと認めます。したがって、承認第5号「専決処分について承認を求める件《令和4年度川辺町一般会計補正予算(専決第1号)》」は、承認することに決定しました。

日程第10 承認第6号「専決処分について承認を求める件《令和3年度川辺町下水道事業会計補正予算(専決第1号)》」を議題といたします。本件についての説明を求めます。上下水道課長 渡辺英樹君。

◎**上下水道課長（渡辺英樹君）** 承認第6号「専決処分について承認を求める件《令和3年度川辺町下水道事業会計補正予算(専決第1号)》」について説明

◎**議長（井戸三兼君）** これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎**議長（井戸三兼君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎**議長（井戸三兼君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第6号を採決いたします。お諮りします。本件については、これを承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎**議長（井戸三兼君）** 異議なしと認めます。したがって、承認第6号「専決処分について承認を求める件《令和3年度川辺町下水道事業会計補正予算(専決第1号)》」は、承認することに決定しました。

日程第11 議案第20号「令和4年度川辺町一般会計補正予算(第1号)」、日程第12 議案第21号「令和4年度川辺町介護保険特別会計補正予算(第1号)」、日程第13 議案第22号「令和4年度川辺町水道事業会計補正予算(第1号)」、日程第14 議案第23号「令和4年度川辺町下水道事業会計補正予算(第1号)」の4件を一括議題といたします。本案についての説明を求めます。町長 佐藤光宏君。

◎**町長（佐藤光宏君）** 議案第20号から議案第23号まで、各会計の補正予算案件につきまして一括して御説明申し上げます。

はじめに、議案第20号「令和4年度川辺町一般会計補正予算（第1号）」につきましては、既定の予算額に1億4千413万9千円を追加し、予算総額を54億5千386万3千円とするものでございます。

主な内容につきましては、新型コロナウイルス感染症対策事業費といたしまして、総額1億4961万5千円を追加の事業費としてお願いするとともに、人事異動に伴う人件費並びにその他追加の財政需要について、補正をお願いするものでございます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症対策事業の主な内容につきまして御説明いたします。まず、以前終息までの道筋が見通せないコロナ禍やウクライナ情勢の影響による原油物価高の影響を受けておられる町内事業者の方への事業継続支援、町民の方に対する家計支援といたしまして、本年度においても町内の店舗で使用可能な商品券、一人1万円分を全町民の皆様へ配付する商品券発行事業にかかる費用を計上しております。また、農産物販売農家の方などへの支援策では、主食用米時期策支援や農作物販路拡大支援にかかる事業費、地産地消直売機能の強化を図る直売所の改修補助費用なども計上し、町民の皆様への支援を力強く実施してまいります。その他、コロナ対策事業といたしまして、小中学校各教室の換気扇改修工事、新型コロナウイルス抗原検査キットや非接触型体温計の追加配備、アフターコロナを見据え、町内観光資源として近年注目を集めております登山道の整備やこれらのPR事業に係る費用なども全て併せて計上させていただいております。

次にその他、歳出にかかる主な内容としましては、県の補助金を活用し一般住宅への太陽光発電設備等の導入を促進する、住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金や、鳥獣被害防止総合対策事業費補助金に係る事業費の補正、人事異動に伴う人件費の補正など所要額をお願いするものでございます。

次に、歳入に係る主な内容といたしまして、国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億4341万7千円を計上し、コロナ対策に係る各事業の財源として活用するほか、県から交付される地域脱炭素以降再エネ新事業補助金410万円、鳥獣被害防止総合対策事業補助金69万8千円などそれぞれ予算計上し、関連事業を終え財源充当しております。なお、財源の余剰分につきましては、財政調整基金からの繰入金の減額で対応させていただいております。

次に、議案第21号「令和4年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第1号）」につきましては、既定の予算額に7千円を追加し、予算総額を9億289万5千円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、不足が見込まれる職員人件費、並びに人事異動に伴う人件費の補正でございます。なお、これに伴う歳入の財源の不足分は、それに対応する国・県の補助金、一般会計からの繰入金や介護給付費準備基金繰入金の増額で対応させていただいております。

次に、議案第22号「令和4年度川辺町水道事業会計補正予算（第1号）」につきましては、収益的収入で1万7千円、収益的支出で1万7千円をそれぞれ減額し、資本的収入で12万8千円、資本的支出で12万8千円をそれぞれ増額するものでございます。補正内容につきましては、人事異動による人件費について補正するものでございます。

最後に、議案第23号「令和4年度川辺町下水道事業会計補正予算（第1号）」につきましては、収益的収入で1万6千円、収益的支出で1万6千円、資本的収入で64万6千円、

資本的支出で64万3千円をそれぞれ減額するものでございます。補正内容につきましては、人事異動による人件費について補正するものでございます。

以上、各補正予算関連議案の概要説明とさせていただきます。よろしく御審議のうえ、御決定賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（井戸三兼君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第20号から議案第23号の4件につきましては、総務委員会に付託して審査することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号から議案第23号までの4件につきましては、総務委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りします。議案精読、議案審査のため、6月8日から6月15日までの8日間を休会としたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 異議なしと認めます。したがって、6月8日から6月15日までの8日間を休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。次回は6月16日木曜日、午前9時から再開いたします。本日はこれで散会いたします。皆さん大変御苦勞様でした。

（閉会 午前9時52分）

令和4年川辺町議会第2回定例会

令和4年6月16日(木) 午前9時00分開会

議事日程(第2号)

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 (議案第20号) 令和4年度川辺町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第 3 (議案第21号) 令和4年度川辺町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 4 (議案第22号) 令和4年度川辺町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第 5 (議案第23号) 令和4年度川辺町下水道事業会計補正予算(第1号)
- 追加日程第1 (議案第24号) 川辺町庁舎非構造部材等耐震化及び照明LED化工事請負契約の締結について
- 追加日程第2 (議案第25号) 消防用小型動力可搬ポンプ積載車購入契約の締結について
- 追加日程第3 (議案第26号) 川辺町議会議員及び川辺町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第4 議会運営委員会の閉会中の継続調査

本日の議会に付した案件

議事日程のとおり

出席議員(8名)

議長 井戸 三兼	副議長 古川 政久	1番 石原 利春
2番 佐伯 雄幸	3番 瀬尾 俊春	4番 市原 敬夫
5番 櫻井 芳男	8番 平岡 正男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条による出席者

町長	佐藤 光宏	教育長	野尻 政俊
参事	白村 茂	総務課長	井上 健
会計管理者兼会計室長	石本 清二	企画課長	重本 佳明
税務課長	佐伯 政宣	住民課長	竹内 康人
健康福祉課長	横田 博生	産業環境課長	馬場 誠
基盤整備課長	渡邊 明弘	教育支援課長	馬場 啓司
生涯学習課長	佐伯 毅彦	上下水道課長	渡辺 英樹

欠席者 なし

事務局職員出席者

(開会 午前9時00分)

◎議長(井戸三兼君) 皆さんおはようございます。休会を閉じ会議を再開いたします。本日の議事日程は、一般質問、議案に対する討論、採決となっております。

再開に当たり注意事項を申し上げます。コロナウイルス感染防止対策として飛沫防止のため自席で発言される場合は着座にて行ってください。また議場内の換気のため必要に応じて適宜休憩を設けますので、皆様の御協力をお願いいたします。

ただ今から、日程第1 一般質問を行います。順番に発言を許します。一般質問は会議規則第49条第3項の規定によって、一般質問席から行ってください。なお、質問は一問一答方式で行い、発言時間は答弁を含めて原則1議員1時間以内といたします。一般質問に対する答弁は登壇して行ってください。再質問に対する答弁は自席から着座にて行ってください。それでは一般質問を始めます。議席番号8番 平岡正男君。

◎8番(平岡正男君) 一般質問の前に若い行政マン、役場職員がですね、この梅雨空のもとで草をひいている。そして、トイレを綺麗にしてくれている職員が散見されたので、まず町民の皆様の奉仕者として考えが行き届いておるのかなあと、そんなことを目にし、また心に訴えてくれました。素晴らしいことだと、私はこのように思っております。

さて、議長の許可をいただきましたので、町長に対してひとり親家庭の支援策、こういったことにつきまして質問をさせていただきます。

日本の子どもの貧困は、新聞等のマスメディアで報道され、一般に知られるようになってまいりました。

貧困を示す指標の中でも、日本は新型コロナウイルス感染症が蔓延する前から相対的貧困率が先進国の中でも高く、その全体の占める割合の中では、ひとり親家庭に相対的貧困が約半分、非正規職員のシングルマザーであります。コロナ禍によって、生活に大きな打撃を受けたと言われております。

これら、相対的貧困に対して絶対的貧困があります。町長、米櫃にコメがない事に耐え、毎日の食事に事欠き、中には、子どもの生理用品も買ってやれない等の生活を強いられる家庭が非常に多く、危険な状態になっておることでもあります。こういったことを絶対的貧困と言われております。貧困の子どもたちのすべてがそのような状態ではないと私は考えたいと思っております。

日本の生活保護制度は、日本国憲法第25条の理念に基づいて「国が生活に困窮するすべての国民に対し、その貧困の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としている。」と定められております。その制度に該当しない方でも貧困であるケースが多々あります。

厚生労働省の調べによりますと、ひとり親の父子家庭の年間平均収入は約420万、母子家庭では243万と男女間で大きな収入差があるようでございます。

そのような状況の中で、ひとり親世帯への支援策は、教育、福祉など他分野にわたる事や、個々の家庭状況により、問題やニーズが違うため各担当課での支援やまた、相談内容を共有して対応した体制作りが重要であると考えております。

そこで町長にお尋ねします。

町長は、一期目当選以来川辺町住民の皆さんに安全と安心を第一に街づくりに尽力したいと表明されております。このようなひとり親世帯への支援策は重要であると、私は考えております。

そこで、川辺町においては、ひとり親家庭、特に母子家庭へのどのような体制で、どのような支援策に取り組んでいるのかお尋ねします。

また、現在取り組んでいる施策以外に、今後取り組んでいくような支援策があれば、併せてお尋ねいたします。

◎議長（井戸三兼君） 町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） 平岡議員からひとり親家庭へ、どのような体制でどのような支援策に取り組んでいるのかご質問をいただきました。

町の各種支援策について関係課別に個々お答えをさせていただきます。

最初に、教育委員会関係であります。

教育支援課では、こども園、学校関係での支援という事で、所得や世帯の状況に応じて、各種軽減措置をとっております。ひとり親世帯等の特定世帯は、保育料の軽減や学級費、放課後児童クラブ利用料の軽減を行っております。また、高校生への支援として、奨学金制度を利用していただくため、各種育英会への推薦を行っております。

また、子育て家庭への支援として、子育て世代包括支援センターを設置しており、今年度は、子ども家庭総合支援拠点の設置も進めております。この支援拠点が開設すれば、子育てに関する相談については、包括支援センターと一体となって、関係機関と連携しながら対応していくこととなります。

次に生涯学習課では、未来塾を開設し、要保護・準要保護世帯の生徒、ひとり親世帯の生徒、塾に通っていない生徒を対象に毎週土曜日2時間程度の学習支援を行っております。

次に企画課関係では、県が実施している「女性のつながりサポート支援事業」を広くPRするとともに、実施主体である岐阜NPOセンターと連携し、経済的困難や様々な不安を抱える女性のもとを訪問し、その方に寄り添った支援を行っております。

次に健康福祉課関係では、相談支援として、生活困窮者への相談事業やひとり親の様々な困り事などの相談に対応しております。例えば、就労・自立といった場合の相談では、岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センターと連携しその支援を行っております。

次に住民課関係では、家計支援として、福祉医療費の助成、母子父子寡婦福祉資金の貸し付け事業、児童扶養手当の支給をおこなっております。また、新型コロナ関係給付金として、昨年5月には低所得者に該当しているひとり親世帯の児童1人当たり5万円を給付、12月から1月にかけては、すべての児童一人当たり10万円の給付を行うなど各種給付金の支給を行ってまいりました。また今年度は6月下旬頃になろうかと思いますが、低所得者に該当しているひとり親世帯の児童一人当たり5万円を給付する予定です。

次に基盤整備課関係では、住宅確保の観点から、入居者選定の優先項目に「ひとり親家庭」を位置付けており、家賃の算定時にも所得控除を設定し、家賃を低く抑えるよう条例に規定しております。

次に税務課関係では、ご存じのとおり、ひとり親につきましては所得控除があり、所得税法上の控除、地方税法上の控除も行っております。

次、町社会福祉協議会関係でも、各種支援を行っております。家庭支援として月2回主任児童委員がお弁当を持って訪問をおこなう、「かわべこどものごはん便事業」や、学習支援として岐阜県社会福祉協議会と連携し、要保護・準要保護等の世帯の児童生徒を対象に、月2回2時間程度の「スクールビイング」を行っております。

他にも民間団体が主催ですが、「子ども食堂」についても川辺町内で今月プレオープンし、来月から定期的実施されることになっております。

只今申し上げました支援策以外にも、国や県をはじめ、民間団体やNPOが行うひとり親世帯への支援は、まだまだ多くあるかと思えます。各担当課がそれぞれ連絡を密にしながら、関係機関が実施する支援策も含め情報として理解し、それぞれのケースにあった支援を適切に実施してまいりたいと考えております。

支援策への議員各位のご理解とご協力をお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

◎8番（平岡正男君） 議長。

◎議長（井戸三兼君） はい。

◎8番（平岡正男君） 再質問の許可をお願いします。

◎議長（井戸三兼君） はい。平岡正男君の再質問を許可します。

◎8番（平岡正男君） 再質問の許可ができましたので、私から若干の再質問を行ってまいりたいと思っております。町長、心身発達制度に対する奨励金制度の創設のお考えはありますか。と申しますのは、15歳、まあ年齢的には13歳頃から大人になっていくわけですが、18歳までですね、こういった成長過程の子供を助けていくというところでいろいろな施策が取られていることは私も百も承知しております。その中で、もう一歩突っ込んできちっと成すべきことをしていただくと非常に町の皆さんも喜んでいただけるんじゃないかなあと。地方行政の中で、今一番成すべきことは、少子化対策だと私は思っております。そして貧困対策は、町長が今述べられた通りだと私も考えている所が非常に多いところでございます。涙を流している子供、そして、家族をですね、一刻も早く助けることはできないのでしょうか。行政の温かい手が差し伸べられる人は、行政の最高責任者である町長しかいない、このように私は思っております。涙を流す人に寄り添って救いの手を差し伸べていく、町長、それはあなたしかできない。あなたしかできない仕事でございます。川辺町に住む13歳から18歳まで、この5年間にですね、心身の発達してくる中学生、高校生、こういった子供に対して発達奨励金等の名目でしっかりと基金を創設して、支給するお考えをいただければ大変川辺町の皆様は喜んでくれるのではないかなあと、こんなふうに思っております。以上です。

◎町長（佐藤光宏君） はい、議長。

◎議長（井戸三兼君） 町長、佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） はい。ただいま、平岡議員から大変心温まる二次質問を頂戴いたしまして恐縮しております。先ほども少しご説明を申し上げましたけれども、昨年の5月にひとり親世帯に一人の児童当たり5万円給付、そして昨年の12月から今年の1月にかけて全ての児童一人当たり10万円の給付、これはまあ国が行っている施策でございます。今度は県の方がですね、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、ひとり親世帯給付金として6月末ぐらいまでに5万円給付をします。更にひとり親世帯以外の給付金も、

まあ、これも町が給付金予定が6月末から以後随時、ということで、金銭的にはかなり手厚く手当をしているのではないかなあと考えております。まあ、さりとて、先ほど議員からお話のありました涙を流しておられる家庭のお子さん、特にひとり親家庭のお子さんに対しては町としても何らかの手立てを考えられるのではないのかなと、今そのように考えております。まあ、制度設計やいろいろな予算的な関係もございますので、今「イエス」とは言い難いものがありますが、前向きに検討させていただきます。ありがとうございました。

◎8番（平岡正男君） 議長。

◎議長（井戸三兼君） はい。

◎8番（平岡正男君） 所見を述べて終わらせていただきます。

◎議長（井戸三兼君） はい、それを許します。

◎8番（平岡正男君） 魅力のある川辺町、川辺町に住んで本当に良かった、と町の皆さんから言っただけなのであれば、議会と行政が車の両輪のごとく町のため、住民の皆さんのためにしっかりと力を出して知恵を出して頑張っていけるのではないかなあと、このように考えている次第であります。町長、頑張ってください。以上です。

◎議長（井戸三兼君） 以上で平岡正男君の一般質問を終わります。続きまして、議席番号5番 櫻井芳男君。

◎5番（櫻井芳男君） 議長よりお許しをいただきましたので、一般質問をいたします。

川辺町まちづくりについて町長にご質問いたします。これまで、まちづくりの方向性をお聞きしていましたが、町長は「第5次総合計画による清流と人が織りなす活力あるまち」等々、答弁されてきました。総論としては是としたいとは思いますが、具体策が見えません。

今、川辺町は町長の表明の通り小学校統合、JR高山線中川辺駅西開発という二大計画があります。このプロジェクトを上手く利用して特色ある独自の町づくりをするという様なお考えはありませんか。

例えば、一つの例ですけれども小学校をきっかけに、特色ある教育を行っている町、子供たちの個性を伸ばせる教育の町等々、ぜひ川辺町で子育てをしたいと思われるような町にする。そうすることで川辺町に住みたいという人が一人でもいれば定住人口が増えるやもしれません。一つの例を挙げましたがこのような具体的な政策が町づくりに必要と考えます。また、そこから相乗作用を引き起こし総合計画が実現すると思います。

人口減少、少子化等川辺町だけの問題ではありません。計画の例示だけでは問題解決には結びつかないと考えます。川辺町独自の町づくりのお考えをお聞かせください。

◎町長（佐藤光宏君） 議長。

◎議長（井戸三兼君） 町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） お答えします。

昨年の町長選挙の際、さとうみつひろ大作戦と銘打って五つの公約を掲げました。

櫻井議員のご質問とも関係しますので、少しふり返ってみたいと存じます。

一つめは「コロナ撲滅大作戦」、それはワクチンの迅速・適切な接種の実行、県・医療機関とのより緊密な連携、経済回復のため、種々の対策を実行し、今回の議会では第13弾の対策事業を提案しております。

二つめは「3小学校統合大作戦」、小学校統合計画の詳細に踏み込みます。住民周知・理解の醸成、建設基金の構築、小中一貫校ビジョンの策定、スクールバス・グラウンド配置・跡地利用など多くの課題に積極的に取り組むとこと。櫻井議員ご指摘のように子育て・教育のために川辺町に移住したいという人が出てくるような、素晴らしい学校を建設したいと思います。

三つめは「川辺防災・減災大作戦」、頻発化・激甚化する豪雨・台風・地震など自然災害に備え、避難所整備、備蓄充実を図り災害に強いまちづくりを進めます。国土強靱化地域計画にのっとり、防災の範囲を超えた産業政策・まちづく政策をすすめます。ケーブルテレビ局のご協力により交通状況や河川状況カメラが設置され、テレビでいるでも見ることができ、また町独自でも防犯カメラを50台設置します。

四つめは「ストップ人口減少大作戦」、空き家バンク登録41物件中、35件が成約となり好成績を収めております。今後も空き家改修補助金、定住促進助成金を交付し、移住定住人口増加に努めます。先日、皆さまと共に工場見学した企業さんも従業員を募っておられます。また、中川辺駅西地区の際開発については、JR東海と駅西口の具体化について話し合っており、今一定の進捗をみております。

最後5つめは「カモン川辺へ大作戦」、岐阜のグランドキャニオン・熊野古道としてマスコミに取り上げられたことで、遠見山・権現山・南天の滝へのトレッキング客が増え、八坂山・鬼飛山・米田富士ほか多くの登山道も整備されました。これに伴い様々なサービス施設、例えば駐車場・案内看板・トイレ・休憩施設などの整備を徐々に図ってまいります。また、現在ホットなサップ観光にも手を加えていきます。交流人口、関係人口の増加をめざし、「川辺へカモン！」と呼びかけましょう。

これら5つの大各線は、川辺町の活性化・人口減少対策・自然災害をはじめとする安全対策・教育計画などを具体的に宣言しており、この1年間でそれぞれ、少しずつではありますが進捗してまいりました。これらの施設を毎年毎年、着実に推し進めることによって理想に近づいていくのではありませんか。我々の理想、それは5次総でいる川辺町の将来像「清流と人がおりなす活力あるまち」ではないでしょうか。たとえ5次総の理想が抽象的であるからといって、それを具体的に施策政策そのものについては、コツコツ積み上げていくことによって理想・目標は近づいてきます。

私はこの川辺町が大好きです。生まれ育ったふるさとでもあり、自然に恵まれ、美濃加茂バイパスの開通によりアクセスも飛躍的に向上した。大都市の職場にも近く、人々は温和で昔の良さを今も濃厚に残している。一年を通じて気候も温順なこの町の可能性に賭けてみたいと思っております。どうか皆さまの叡智を結集し、総力を傾けて、徐々に山を登り続けてまいりましょう。その先には、必ずや理想の川辺町が姿を現すと思います。皆さまのご支援ご協力を切にお願いして答弁といたします。

◎5番（櫻井芳男君） 議長、再質問をお願いします。

◎議長（井戸三兼君） 櫻井芳男君の再質問を許可します。

◎5番（櫻井芳男君） 座って失礼します。今の答弁の中で、2つめに「3小学校統合大作戦」の中で、「素晴らしい学校を建設したいと思います」という答弁、具体的にどのような素晴らしい学校を建設したいのかをお聞かせ願いたい。

次に、3つめの中で「川辺防災」その中で気になったのが「避難所整備、備蓄充実を図り」とありますが、現在のところ中央公民館、やすらぎの家、BGという拠点的には川辺町の中心に入っていますけれども、それ以外のその、避難所整備というものはどうのお考えがあるかお聞かせ願いたい。

三つめが、テレビでいつもいるところが、災害のところなんです、「テレビでいつでも見ることができ、また町独自でも防犯カメラを50台設置します」というところなんです、50台設置してどうするのか、ということをお聞かせ願いたい。特に防災、その時にどういう対応ができるのかということ、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。以上です。

◎町長（佐藤光宏君） はい、議長。

◎議長（井戸三兼君） 町長、佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） はい。まず1点目のご質問、「素晴らしい学校とはどういう学校か」ということでございます。まあ、抽象的な言い方なんでご質問があったかと思うんですけども、私はこの計画ができる前というか、いろいろな審議会ができる前に白川学園を訪問いたしました。飛驒の白川村、白川郷の学園でございます。これは義務教育学校でありまして、えー、川辺の場合はできるのかできないのかちょっとわかりませんが、1年生から9年生まで一緒に一つの学校で勉強しておりまして、校長先生は一人、私が行った時は校長は一人、教頭先生は二人という体制で教えておられました。9年生が1年生と手をつないで登校する姿は、素晴らしい感動的なものでありました。9年生、我々でいうと中学3年生ですけれども、体も大きく大人に一步踏み出したようなお兄さんと1年生、保育所から入学したばかりの子ども、まあ、本当に小さな感じがしますけれども、その大きい生徒と小さい児童が手をつないで学校へ来る、そうすることによって子供たちもお兄さんたちから、お姉さんたちからいろんな知恵を学び、そしてわからない授業の内容を質問し教えていただく、そういったといった人関係が育まれる学校、これが私の理想とするところでございます。

川辺町の場合、義務教育学校までもっていけるかどうかはちょっとこれからも考えていきたいと思いますが、3小学校を統合し、そして中学校とも密接な関係を持つ小学校を建設したい、できれば義務教育学校までもっていききたいというように考えております。これによって1年生から9年生まで子供たちがそれぞれ互いに影響しあって、川辺イズムというような郷土川辺を愛する心と、それからこれからの川辺町担う、川辺町を背負っていく子供の自覚ができてくるのではないかと、これが素晴らしい学校ではないかなと思っております。

それから2点目、避難所についてですが、よく聞かれるのは3つの避難所なんです、町の指定避難所は12か所ございます。4つの小学校、中学校も入れておりますし、北部公民館だとかその他町が運営する施設12を避難所として指定しておりまして、それぞれに準備を進めております。まあ、考えられない千年に一度の水害、このハザードマップを先日お配りしましたがけれども、町民の皆様あれを見てどう思われたか、ちょっと心配ですけども川辺町全域が、まあ高い所は除いて全部水浸し、役場も水没、そういうようなハザードマップでございました。そうすると高い地域に全員避難して、というようなことになりますと、これはもう、今の避難所ではもうどこも手が回らない状況になります。12

の指定避難所を徐々により使いやすく、そしてよりよいものにしていくことが「川辺防災・減災大作戦」の意図するところでございます。

それから3つ目の50台の防犯カメラ、あるいはケーブルテレビ局が設置した交通状況河川状況で何をするんだと、何をするんだというのは私もどういう質問なんだと思いますけれども、それを見ることによって早く避難ができます。それから防犯カメラだと犯罪に対する一つのきっかけ、証拠が手に入れることができる。そういったことで、河川状況を目で見ることによって「これは危ない」と。雄鳥川が溢れてくる、飯田川が溢れてくる、まあ飛騨川が溢れるといったことはあまり聞いたことがないですけれども、中小河川の方が特に川辺では危ないと思っておりますので、それを自分の目で見て、「これは危ない」と。「お父ちゃん、お母ちゃん、おじいちゃん、おばあちゃん、お兄ちゃん、お姉ちゃん、子ども、みんな逃げようや」というようことで逃げる。それを一刻でも早く決断していただくための一つのツールに過ぎないかもしれませんが、有効な獲得手段であるかと思えます。以上3点、お答えしました。

◎5番(櫻井芳男君) 議長、所見を述べて終わりたいと思います。

◎議長(井戸三兼君) 櫻井芳男君のそれを許します。

◎5番(櫻井芳男君) 今、再質問につきまして、町長からの答弁、具体的な面もあれば、ということですが、特に50台の設置について私の質問がちょっと抽象的だったかもしれませんが、これを見て犯罪の場合は抑止ができると、抑止効果があるとは思いますが、この50台を設置したものが、各家庭で見られるんですか。そういうふうを考えますと、行政がこの50台を利用して、こういうような災害が今起きているから、というような指示を出すようなふうにしないとおかしいんじゃないかと思えます。

それから素晴らしい学校ということでよくわかりましたが、私が質問する意図は、例えば川辺の小中学校、義務教育学校であってもその、いい学校だというふうにしてどうしてもここに入れて多様性のある子どもを育てていく、というようなそういう場を設ける、というような学校に執行するようなことがないのどうかということをお聞きしたんですけれども……。何も東大だけが行く人がこの世の中すべてじゃないんですが、絵が得意な人がとか何かと多様性のある子どもたちを育てて、川辺の学校へもっていくと素晴らしいなと思ってもらえるようが学校にしていきたいと思いました。

それから以前ちょっと質問した時に、グラウンドのこと、現中学校のグラウンドは小中学校が統合した時にはちょっと狭いんじゃないのかとお話しをしましたところ、町長の方から規定は適っている、遵守してというようなことで問題はない、とおっしゃったんですが、そうではなくて学校の規定以上に川辺町の独自の学校を作る、というような方向性は見受けられないものですからそういうような形での町づくり、人を呼び込むことに留意されるのではないかとそのように思いました。そのようなことで、私の個人的な意見かもしれませんが、ご参考にしていただいて町づくりに邁進して、「清流と人が織りなす活力あるまち」ということ、これは結構ですのでそのようにしていきたいと思えます。以上です。

◎議長(井戸三兼君) 以上で櫻井芳男君の一般質問を終わります。議席番号2番 佐伯雄幸君。

◎2番(佐伯雄幸君) はい。ただいま、議長より発言許可がでましたので質問する前に、今年4月23日知床半島で観光船が沈没しました。乗客26人のうち5月23日時点では、

14名の死亡が確認されました。未だ12名の方が行方不明になっています。中には岐阜県出身の方もおられました。冷たい北の海、未だ彷徨っておられるかもしれませんが、一刻も早く家族のもとへ帰って来られるよう、心よりお祈りいたしまして質問に入らせていただきます。

それでは、長期化したコロナ禍における町の経済支援策について、町長にお伺いします。

川辺町では新型コロナウイルス感染症の方が5月25日現在449人となり、全国的にもまだまだしばらくは感染症を避けながら共生していく必要があるという状況です。

万が一、感染された方々の就業の自粛は長期化すれば、世帯における収入減もさげられません。そのうえ自宅療養などの外出自粛や、学級閉鎖などによる子どもたちの行き場の喪失から、自宅での生活を余儀なくされます。

そんな中、ウクライナ情勢の影響による、原油や日用品の価格上昇がさらなる家計への負担として重くのしかかってきています。

これまでも、国、県、そして川辺町でもそれに対応するさまざまな施策が実施されました。

そこで、次の3点についてお尋ねします。

1点目、川辺町では令和2年度に4か月の間、水道基本料金を延べ14,322件、約29,890千円の免除を実施されましたが、今後再び実施するお考えはありますか。

2点目、人が生活するうえで必ずゴミは出ますが、当然ゴミを廃棄するには町指定のゴミ袋が必要です。そこで、このゴミ袋の無償提供についてのお考えはありますか。

3点目、物価高騰とはいえ、育ち盛りの子どもの給食の量を減らすことも、保護者の方々に給食費の増額をお願いすることも難しいのが今の現状です。そこで、学校給食費の一部援助するなどのお考えはありますか。

町民皆様の暮らしを守るために、町長をはじめ執行部の皆さんもいろいろと模索しておられると思います。今後の支援策など、お考えをお聞かせください。

◎町長（佐藤光宏君） はい、議長。

◎議長（井戸三兼君） 町長、佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） お答えします。オミクロン株による「第6波」の感染拡大については、本町においても連日のように陽性者が確認され、町民の皆様は大変ご心配をおかけしています。昨日2名の陽性者が確認されましたので、現時点で459名の陽性者がこれまでに確認されたという事でございます。岐阜県においても、減少と増加を繰り返しながら、今なお高い水準で推移しています。また、変異を続けるオミクロン株の圧倒的な感染スピードと感染規模を考えると、これをゼロに抑え込むことは容易ではありません。こうした中、本格的な夏を前に熱中症にも注意が必要です。マスクの着用については、国の基本的対処方針に従いメリハリをつけた着用を推奨してまいります。今後も引き続き、町民の皆様へのきめ細かな情報提供に努めるとともに、重症化リスクの高い高齢者などに重点化しながら、県と連携して感染拡大防止に努めてまいります。ワクチン接種については、これまで同様、ワクチンの有効性やメリットについて説明しながら、若い世代のワクチン接種の推進を図るとともに、4回目のワクチン接種も迅速に進めてまいります。コロナ禍における経済的な損失、家計の疲弊は、議員ご指摘のように日本全国に及び、さらにロシアのウクライナ侵攻の影響で世界的な食糧不足、物価の高騰、加えて原油、半導体、エネ

ルギー不足など、深刻な事態に直面しています。これに対し、国・県・町が連携して各種施策を打ってまいりました。川辺町では、今議会に提案させていただいた補正予算を含め、これまでに13弾を打ち、総額は約16億円にのぼります。このうち全国共通の施策で最も大きなものは、国民一人あたり10万円を給付する特別定額給付金で、川辺町1万人に対し10億円が給付されました。地方創生臨時交付金を活用して川辺町独自で実行したのも数多く、議員ご指摘の水道基本料金4か月無料をはじめ、おうちごはん券、かわべ応援商品券、夏季期間下校バス運行、児童生徒への図書券配付、マスク配付、非接触型体温計設置、事業継続追い風助成金、GIGAスクール構想による一人一台端末配備、ふるさとかわべ学生応援給付金、空気清浄機・パーテーション・アクリル仕切版、庁舎テレビ会議システム改修、議会ICT化事業、農業振興事業などなど各種に渡っております。

議員ご指摘の1) 水道基本料金免除、2) ゴミ袋無償提供、3) 学校給食費一部援助、については、いずれも検討する余地があると思います。次回の地方創生臨時交付金活用の際、協議させていただきます。よろしくごお願い申し上げ答弁と致します。

◎2番(佐伯雄幸君) 議長、所見を述べて終わります。

◎議長(井戸三兼君) 佐伯雄幸君のそれを許します。

◎2番(佐伯雄幸君) 町民の暮らしを守る、そう簡単で、なかなか難しいものがあります。川辺町、目の前には小中学校の統廃合、そして町長の公約である駅西開発等々あります。国民皆さん、あー、町民皆さん、そして行政、議会、どう向き合っていくのかいろいろと課題はありますが、「川辺町はいい町だなあ」「住んで良かったなあ」と言える町を、皆さんと共に一丸となって取り組んでいきたいと思っております。今後とも行政、議会、そして町民の皆さんと共に本当にいい町づくりをしていこうではありませんか。終わります。

◎議長(井戸三兼君) 以上で佐伯雄幸君の一般質問を終わります。

ここで、休憩に入りたいと思います。再開時間を10時5分と、15分間の休憩といたします。

(休憩 午前9時50分)

(再開 午前10時5分)

◎議長(井戸三兼君) 休憩を閉じ会議を再開いたします。議席番号7番 古川政久君。

◎7番(古川政久君) はい。議長の許可をいただきましたので、私は1点、川辺町のまち・ひと・しごと総合戦略につきましてご質問いたします。

その前に少しお話しをさせていただきたいと思います。今、現在ですね、世界を見渡しますとウクライナ一色ということで戦争が毎日のように報道されまして、非常に多くの方の命が失われているということで、大変沈痛な思いをいたしております。川辺町議会におきましても、少しでもということで義援金を送ったということでございますが、これは世界史上初めてのぐらいの戦争であると思っております。多くの方が亡くなり、この戦時下をですね、何とか終息に向かわなければならないと願うばかりでございます。日本におきましてもですね軍事輸出はしてはおりませんが、できることはしっかりやるということで、現在も岸田政権の中でやられているところでございます。えー、まあ気になりますのは、

防衛費が2%、国民生産の2%などという話しもございます。そしてですね、これは大きな予算が将来、制約されることとならへんかということも心配しております。私が言いたいのはですね、こういう環境下の中ですね、行政調整もやっていかないかということですね、戦争が長引けば長引くほど物価も上がりますし、いろんな面で障害も出てまいります。そういう中での有事の中ですね、これから行政の在り方というものを私はこの質問を通じて訴えたいというふうに思っております。ちょっと前置きが長くなりましたが、以上でございます。

それでは質問に入ります。地方創生は少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京への人口の一極集中を是正することで、それぞれの地域で住みよい環境を確保し将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的としております。

こうしたことを背景に、国におきましては平成26年9月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定いたしまして、同法第8条によりまして「国のまち・ひと・しごと総合戦略」第1期計画として平成27年度から平成31年度までの5カ年の計画が策定されたところであります。また、地方公共団体におきましても、まち・ひと・しごと創生法の趣旨に基づきまして、少子高齢化と人口減少という危機感を共有しながら、同法第9条及び第10条により「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定することとなりました。

そこで、本町におきましても同法第10条によりまして、「川辺町まち・ひと・しごと創生総合戦略」第1期計画として平成27年度から平成31年度までの5カ年の計画が策定され、第1期計画の検証がなされたうえで第2期計画として令和3年度から令和7年度までの5カ年の計画が策定されたものと理解しております。

特に人口ビジョンでは、人口展望としてだいたい先の話ですが、2060年には人口8,100人を目指すこととなっております。これは人口減少を食い止める諸施策を講じての見込みであります。更に将来の人口推計では、遠い将来2110年の見込みがありますが、人口減少の対策を講じて7,000人まで下がり、もし何も施策を取らない場合につきましては、3,000人を割り込む、とこんな予測されています。大変厳しい現実であると理解しております。施策総動員で人口減少の抑制に努めて行かなければならないと考えております。

さて、そこで各諸施策について、5点について質問をします。

1点目、第2期計画を策定されるのあたって、第1期の総括、評価、検証をどのようにされたかお聞きします。

2点目、本計画を実施するにあたり地方創生推進交付金制度はどのようになっているか。

3点目、新型コロナウイルス感染症による計画推進への影響をどのように見ているか。分かる範囲で結構ですのでお答えください。

4点目、地方創生の中で環境分野とのつながりを意識する必要はないのか。特に、環境分野についての事業が見当たらないが、SDGsを意識して目標設定を設け、温室効果ガスを抑えるクリーンエネルギーいわゆる再生可能エネルギーへの転換などの推進を掲げてはどうか。これは提案でございます。

5点目、今後社会増を望めないなか、合計特殊出生率の低水準、地域経済の低迷、地域のコミュニティの衰退、既存組織の減退など課題が山積しております。また、人口減少に

より、税収等財政規模もおのずと減少することが予想されます。小中学校統廃合も控えており、行政経費の見直しが必要と思慮しております。こうした現実に対してどのような問題意識を持ち、今後町行財政運営をどのような考え方でやっていかれるのかお答えください。

以上5点でございます。

◎企画課長（重本佳明君） 議長。

◎議長（井戸三兼君） 企画課長 重本佳明君。

◎企画課長（重本佳明君） それでは、古川議員からご質問のありました「川辺町まち・ひと・しごと創生総合戦略について」お答えします。

古川議員お仰せのとおり、「川辺町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は今後本町でも想定される人口減少対策と地域活性化の視点重点を置いた計画として策定しているものです。現在、第2期総合戦略を進捗中で、5つの基本目標（人を育む・しごとをつくる・川辺に呼び込む・安心をつくる・まちをつなぐ）ごとに具体施策と成果指標を設定し、より戦略的に事業を実施しています。

古川議員からは、5点のご質問をいただいておりますが、1点目から4点目についてお答えします。

まず1点目、「第1期総合戦略の総括、評価、検証」につきましては、それぞれ事業担当課においてPDCAサイクルに基づく施策の内部検証と評価を行いました。とりわけ、平成28年度に空き家バンク制度を導入した移住・定住施策、平成29年度に町内3保育所の認定こども園への移行や新たに“おおぞら教室”を建設した子育て支援施策は、大きな成果を上げました。他方で、定住自立圏域で進めていた地域の魅力発信事業や圏域へのバスツアー事業などについては、その手法を代える必要があると判断いたしました。こうした結果を持って、令和2年11月に「川辺町まち・ひと・しごと創生審議会」を開催し、有識者の方々から各事業に対するご意見をいただきました。その後、次期戦略の策定に向けて2回の審議会を開催し、事業を継続するもの、完了するものの仕分けを行い、第2期総合戦略を策定するに至りました。

次に2点目、「地方創生推進交付金制度」につきましては、地方公共団体が総合戦略を進めるため、地域再生法に基づく地域再生計画の認定を受けた場合に、国から各種財政支援措置がございます。主なものとして、地方創生推進交付金や企業版ふるさと納税制度がございます。本町では、現在のところ国の支援を受けて実施している事業はございませんが、今後はこうした財源も念頭に入れながら人口減少対策と地域活性化を推進してまいります。

次に3点目、「新型コロナウイルス感染症による計画推進への影響」についてであります。新型コロナウイルス感染症の拡大は、当然予期せぬ事態であり、今度の人口ビジョンを始めとして総合戦略の推進にも大きな影響があるものと考えています。一方で、コロナの影響による「新たな生活様式」や「新たな働き方のスタイル」は、東京への人口の一極集中を是正することに繋がるものと期待しています。

次に4点目、「再生可能エネルギーの転換推進」についてであります。地方創生の中での環境分野とのつながりにつきましては、総合戦略の中でSDGsとの関連性を意識して取り組んでまいります。また、具体的な推進施策としては、第5次総合計画の中で環境

共生・循環型社会の形成をうたっており、再生可能エネルギーの導入促進を掲げております。なお、本年度は、産業環境課において太陽光発電システムやリチウムイオン蓄電池設置者に対する「住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金」を制度化し、クリーンエネルギーの推進を図っております。

以上4点についての答弁とさせていただきます。

◎町長（佐藤光宏君） 議長。

◎議長（井戸三兼君） 町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） 5点目のご質問についてお答えします。

古川議員ご指摘のとおり、人口減少、少子高齢社会、合計特殊出生率、核家族化による家制度の衰退、地域コミュニティの希薄化、経済環境の悪化など、どれをとっても小規模自治体にとって大変厳しい状況であり、全く議員のご指摘は的確だと存じます。これらの問題を一気に解決することはほぼ不可能であり、さりとて場当たりの対応もできず、我々も苦慮しているのが実際です。ただ、少しでも日のさす方向に進みたいと考えています。

小学校統合問題については、平成28年に将来構想策定委員会を設置し、議員・学識者・保護者代表・教育者など多彩な人材で2年間協議いただきました。古川議員にも委員会に参加いただき、ありがとうございました。平成29年には小学校建設基金を設置し、令和3年度までの5年間に7億9千万円を積み上げております。目標年の2030年（令和12年）までの8年間で残り12億円を積み上げ、20億円の基金を計画しており、充分可能だと考えています。悲観的な観測をすれば将来社会は限りなく暗く厳しいものとも考えられますが、できることから一步一步、前に進んでいるといったところでございます。

かつての夕張市の例を出すまでもなく、財政的に不可能なことには手を出さない、あるいは手が出せない。一方で、遅々とした歩みではあっても将来像を胸に描いて進みだしたのが、駅西地区開発です。中川辺駅の西口をJRと協議しつつ建設し、老朽化した跨線橋にかわり、自由通路を建設するのを皮切りに、大北・能田地区などの駅西地区の再開発に取り組むものです。この計画には、狭小で高低差のある第一加治田街道踏切は残しつつ、より便利な踏切を設置し東西軸を構成する。現在JRと協議に入っています。何年かかるかわかりません。この事業に無理なく投入できる資金を活用して、事業を進めてまいります。

夢は大きく、けれども足元を見ながら堅実な財政運営をすることを心がけてまいります。皆様のご支援ご指導をお願い申し上げ答弁いたします。

◎7番（古川政久君） 再質問をお願いします。

◎議長（井戸三兼君） 再質問ですか？

◎7番（古川政久君） はい、再質問をお願いします。

◎議長（井戸三兼君） 古川政久君の再質問を許可します。

◎7番（古川政久君） 再質問、3点お願いしたいんですが、1点目がですね、人口動態に関することございまして、これも新聞報道でございまして、厚生労働省の方からですね、人口動態統計で平成21年数値の出生率がですね、81万人からですね2万9千人に減少いたしまして、80万人の大台割れが目前になったということで、この数値につきましては6年ほど予想より早いものということになっているそうです。一層の少子化が進んでいるということがですね、国の全国的な統計でもわかるということでございます。また、

女性ですね、一人が生涯に産む子供の合計特殊出生率の方ですが、これにつきましても「1.30」、6年連続減っているという状況です。婚姻数もですね、戦後最少で極めて厳しい状況であると、こんな状況でございます。まあ、こうした国の状況を受け本町におきます出生数、合計特殊出生率の現状と将来推計、これは令和7年度に合計特殊出生率1.6の目標を掲げておられるんですが、このあたりに対する影響はあるのかどうか。おそらく、なかなか目標を達成するのは難しいということと、小さな市町村ですと母数が小さいもんでですね、ちょっとしたことで上にいたり下にいたりという現象も起こりうるかもしれませんので。あの、トレンドとしてですね、少子化がますます進んでいるのか、調査数が減っているのかということがわかればですね、ちょっとお答えをいただきたいと思えます。

それから2点目でございますが、この計画の推進にあたりましてはですね、審議会というものが先生方何名かの方がやっておられるんですけど、専門性もあり、それから大変妥当な組織で大変有益な機関だと考えているところでございます。そこでですね、これより審議会が行われている活動状況、それから提言とかですね、意見がございましたら挙げていただきたいと思えますし、今後二期計画にあたりまして審議会をどう活用してご意見も拝聴しながら、それをどういうふうに事業展開していくのか、そのあたりが非常に大事だと思いますので、ぜひお答えをしてください。

それから最後ですが、これはぜひ町長にお答え願いたいのですが、事業がですね、(駅)西裏事業、いろいろな事業があるんですけど、それは私も反対とか賛成とか思っておりませんが、先ほど平岡議員から要望もありました例えばひとり親家庭の問題だとか、いろんな議員から要望があると思えますけど、これも少子化に関係するものもありますので、これをですけれど単にやるのではなく、効果検証をしっかりと再検証いただきまして、何とかやれるものはどんどんやってほしいんですけど、補助効果なり効果の方をしっかりと検証のうえやっていただけのもはやっていたかと、いうお考えはないのかそのへんを改めてお聞きをしたいと思います。以3点でございます。

◎議長(井戸三兼君) 企画課長 重本佳明君。

◎企画課長(重本佳明君) それでは再質問の1点目と2点目についてお答えをさせていただきます。

国が発表しました合計特殊出生率全国平均1.30についてでございますが、非常に深刻な数値としてまずは受け止めております。ただし自治体ごとの数値は講評されておませんが、しかしながら本町の数値にも少なからず影響はあるものと考えておるところでございます。第2次総合戦略で川辺町令和7年度の合計特殊出生率も目標は、1.60に設定しております。出生数の推移からも厳しい数値だとは認識しておりますが、先ほど古川議員もおっしゃられたように、川辺町は人口が少ないですので特殊要因によって毎年の振れ幅も大きいというところでございます。実際平成25年の時には1.62、それが下がっていったおるんですが、平成28年にはまた1.63と伸びており、平成29年度でまた下がっているという、非常に凸凹したような形で特殊要因に非常に左右されるような数値であるかなとは思っております。ただいずれにしても、好材料の数値ではございませんので、厳しい数値としてそこは認識しているところでございます。今後はですね、子育て

世帯や子供を望む世帯への支援策というものを、関係各課とも連携してこの目標数値を死守できようなことを今後も検討していきたいと思っていますところでございます。

2点目でございます。審議会の活動等状況についてでございますが、これは先ほどですね1点目でも触れましたが、令和2年度に3回開催させていただいております。第1期総合戦略の検証、ならびに第2期総合戦略の策定をその時に行いました。意見についてでございますが、委員の皆様からにつきまして主だったものでは、「家族や子供達が安心して暮らせる環境」また、「高齢者が元気に活躍できる場」「交通の便の必要性」等々について意見が出ました。委員の皆様、各専門分野を代表して出席していただいております。それぞれ委員、専門分野の立場から良い点、悪い点などを忌憚のない意見等多数出されたところでございます。今後ですが、第2期総合戦略も1年が経過しております。令和3年度についてはコロナの影響で審議会の開催ができませんでしたが、現在次に審議会開催に向けて準備を進めているところでございます。

以上大質問の答弁とさせていただきます。

◎町長（佐藤光宏君） 議長。

◎議長（井戸三兼君） 町長、佐藤光宏君

◎町長（佐藤光宏君） はい。この「川辺町まち・ひと・しごと創生総合戦略」というのは、第5次総合計画にも匹敵するような大きな計画でございまして、今後川辺町がどういう方向に進んでいったらいいのか手探りで求めていくという一つの手段、ツールでございます。

今、企画課長が申しあげましたように、また古川議員からもご指摘がございましたように、人口減少、それから地域の衰退といいますが、まあ人口減少が大きな原因になると思いますけれども、それとともに出生率の減少。川辺町の方では先ほど企画課長が申しあげましたように、サンプル数が少ないもんですから、出生数は上がったり下がったりしております。今一応想定しているのは、1.60という合計特殊出生率で将来の人口を推計しております。かつて消滅可能性都市という言葉が世間を騒がしたことがございましたけれども、消滅可能都市に川辺町は入っておりません。1700ある地方自治体で、半分くらいが消滅可能都市になってということで、あの騒ぎは一体何だったんだというようなとらえ方を今、世間一般ではされておりますけれども、かと言って議員ご指摘のとおり、人口減少、それから合計特殊出生率の減少だとか、あるいは経済の衰退に向かっているような施策を取ることが大事かなと思っています。

この、まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会において話されましたこと、議論されましたことを真摯に受け止めながら今後の施策の基本にして、そして総合戦略と総合計画とを絡めて、町の今後を担っていきたいと思っています。回答になっているのかわかりませんが、以上よろしく申し上げます。

◎7番（古川政久君） 所見を述べて終わりたいと思います。

◎議長（井戸三兼君） それを許可します。

◎7番（古川政久君） 最後所見でございますが、要望なるかもわかりませんが、その点よろしく申し上げます。

人口減少問題につきましては、地方公共団体だけではなく国家としての状況、この問題だというふうに国難であると思います。これが最大の危機であり、これを克服するのは、

おそらく100年単位くらいでものを見ていかないとだめだと思いますが、それだけに行政が難しいと思いますが、着実に毎年毎年実施しながらやっていくのが最も必要ではないかなと思っています。先ほど冒頭で申し上げましたように、今は有事の中の要は諸施策をやっていかなんということ、もちろん財政も制約がありましようし、いろんなことの制約があるんですが、一つ要望の後半につきましては働き方改革ということで、企業誘致も含めて戦略的にいい人材があればこれをきちっと捉えてですね、川辺町の原動力にしていきたいということ、新しい働き方改革ということで、国も推進していこうと思うんですが、サテライトオフィスというような新しいビジネスのやり用というか企業は模索していこうとしていますので、いろいろ新しいことに挑戦をしていただくこともまた必要なことではなからうかなと思います。それと同時にですね、事実、先進地の中にはですね、成功事例もたくさんあると思いますので、そういうこともぜひ参考に入れられてまして所者選択をされまして、しっかり結果が出るようにしていただければありがたいなというふうに思います。以上でございます。

◎議長（井戸三兼君） 以上で古川政久君の一般質問を終わります。議席番号1番 石原利春君。

◎1番（石原利春君） はい。議長より発言を許可されましたので、2つの課について発言をしたいと思います。

まず1つ目です。県道可児・金山線についてです。現在、比久見地内、東タウン前から、下吉田川辺大橋区間において県道可児・金山線工事は進んでおります。

そこで残り未完成区間300mについてお尋ねします。

工事の迂回路となつてから少なくとも2年間は工事が進んでいないのが現状です。近くにはこども園があることや、小学生の通学路として使用させている道もあり、通学の時間帯に通勤者も多く通るなど交通量も決して少なくはなく、歩道のない迂回路では交通事故につながることも想定しなくてはなりません。

このような状況を回避すべく、安全面のうえでも早急な工事の完成が重要と考えます。

県の工事であるため、予算もあるとは存じますが、町として県への要請に力を入れていただきますよう要望いたします。

町長及び基盤整備課長はこの件において、どのようにお考えですか。また、すでに県へどのような要請をしているのか具体的にお聞かせください。

◎基盤整備課長（渡邊明弘君） はい。

◎議長（井戸三兼君） 基盤整備課長 渡邊明弘君。

◎基盤整備課長（渡邊明弘君） それでは、石原議員の「主要地方道可児・金山線」のご質問についてお答えします。

この事業は、岐阜県発注工事の公共事業「主要地方道可児金山線・比久見バイパス事業」として平成8年度から事業化され、川辺町内の工事施工延長約1.6kmの事業として進められております。この道路は、従前より通勤時間帯を中心に国道41号線七宗町方面から可児市や美濃加茂市方面への通行車両が多く、また近くに第3こども園や東小学校があることからバイパス道路の整備により町民の交通の安全が図られるため早期完成を強く望んでおります。

工事の進捗につきましては、岐阜県が国から予算配分の状況により、現場の状況を考慮したうえで進められており、平成23年度から着手し、残り約300mのところまで進んでおります。

議員ご指摘のとおり、令和2年度と令和3年度の2年間は、目立った工事が施工させておらず、令和2年度は、前年度までの工事施工区間の舗装、令和3年度は寺洞川の付け替え工事の測量設計業務の実施及び独立行政法人水資源機構が管理する埋設管との近接工事に伴う協議が行われました。今後は、寺洞川の付け替え工事と上下水道及び農業用水のパイプライン支障管移転工事などを行い、国道418号線の交差点の手前までを令和6年度に完成する予定で、その後は、国道418号線との接続に伴います工事が、当分の間継続される予定との報告を受けております。

さて、県に対する要請につきましては、昨今の大規模災害により主要幹線道路の必要性・重要性が再認識されている現在、安心して利用できる安全な道路整備は、地域住民にとって必要不可欠なものであるため、可児金山線を含む各種主要地方道沿線市町で構成する道路整備促進期成同盟会において、関係市町が一体となって要望活動を行うほか、町単独では毎年、県議会議員、町長、川辺町議会から議長、総務委員長及び可茂土木事務所の所長と担当課長が出席する行政懇談会を開催し、早期完了に向けた予算確保と安定的・継続的な事業促進を要望しております。

今後も事業の推進にあたり、議員各位の格別なるご理解ご協力をお願い申し上げ答弁とさせていただきます。

◎1番（石原利春君） 議長。

◎議長（井戸三兼君） 再質問ですか。

◎1番（石原利春君） 違います。

◎議長（井戸三兼君） はい。

◎1番（石原利春君） 違います。わかりました。次の質問にいきます。

◎議長（井戸三兼君） 所見を述べて、次の質問にうつってください。

◎1番（石原利春君） わかりました。所見はございません。すみません、次の質問にうつります。

続きまして、「空き家解体後に係る固定資産税軽減について」を質問したいと思います。川辺町におきましては、平成27年度の川辺町の空き家調査において、町内には258件ほどの空き家があり、その後40件程が解体等されています。

また、町の空き家対策、空き家バンクにより令和2年度は9件、令和3年度には3件と、条件のよい物件に関しては契約が成立しております。

しかし、使用不可能な物件、管理状況の悪い空き家は未だ多く存在しております。このような背景には、固定資産税の問題も一つとして挙げられると考えます。

住宅が建っている土地は、固定資産税などの税金が安くなる「住宅用地」という減税措置が適用されています。そのため建物を解体すると土地だけに課せられる固定資産税は高くなるため、空き家は取り壊しをせずそのままにしておくという話も耳にします。

防犯上など安全面、昨今多発する自然災害による倒壊などの危険にさらされることも考えられます。また町の景観を考えれば町や町民にとっても早急に取りかかる必要があると考えます。

すでに川辺町では空き家の解体に係る費用の助成金がありますが、より確実に空き家対策を解決するために町独自の対策として、期間を定めたくえで空き家解体後も固定資産税の軽減措置を適用できるよう川辺町としてもこの問題に取り組む必要があると考えます。

町長及び税務課長は、この件において今後なにかお考えはありますか。また、すでに計画があおりかお伺いたします。

◎税務課長（佐伯政宣君） 議長。

◎議長（井戸三兼君） 税務課長 佐伯政宣くん。

◎税務課長（佐伯政宣君） お答えいたします。

空き家は、長く放置されると景観上の問題や衛生上の問題、倒壊などによる保安上の問題等を引き起こすため、いち早く解決を求めたい課題でございます。とはいえ、住宅は所有者の私有財産であるため、所有者以外の個人や自治体が勝手に処分することができません。

国のガイドラインによれば、「空き家状態」と判断する基準として、次の4点を挙げております。

1点目、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態（保安上の要件）でございます。

2点目、そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態（衛生上の要件）でございます。

3点目、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態（景観上の要件）でございます。

4点目、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態（生活環境要件）でございます。

空き家となる原因として、一般的には相続での取得が半数以上を占め、所有者が遠隔地に居住している等が挙げられます。また、空き家のままにしておく理由としましては、解体費用が高額なため又は取り壊すとその土地に係る固定資産税が高くなる等が全国的な理由となっております。

地方税法のきていによりまして、住宅用地に対して課する固定資産税の課税標準となるべき価格は、専用住居の場合、1戸につき200平方メートル以下の部分は6分の1の額に、200平方メートルを超える部分については3分の1の額にする特例が適用されます。しかし、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第2項の規定により所有者等に対し勧告がされた同法第2条第2項に規定する特定空家等の敷地の用に供されている土地は適用除外となります。

空き家解体撤去後の特例適用外となった住宅用地について、期間を定め独自で軽減している市長が全国で十数団体あると把握しております。

本町におきましては、平成27年の調査で258件の空き家が存在しており、うち、29件が「川辺町空家解体支援事業補助金」の交付を受け解体撤去又は解体撤去予定であります。

また、現在までの「川辺町空き家バンク」登録件数が41件あり、うち35件が成約となっております。税務課におきましても、固定資産税の納税通知書発送の際、町外の方に対し「空き家バンク登録」のチラシを同封し制度の周知をしております。

固定資産税は土地、家屋及び償却資産といった固定資産の適正な時価を課税標準とするもので、町税の中でも最も基幹的な税目でございます。

このことから、現在のところ計画等はありませんが、今度につきましては、国・県・近隣市町村の動向を見ながら、必要に応じ空家等対策協議会及び関係各課と連携し検討してまいります。

引き続き空家を所有されてみえる皆様におかれましては、解体支援補助金及び空き家バンクを有効利用していただくとともに、空き家の適正な管理に努めていただきたいと考えております。

何とぞ、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

◎1番（石原利春君） はい、議長。

◎議長（井戸三兼君） はい。

◎1番（石原利春君） 所見を述べて終わりたいと思います。

◎議長（井戸三兼君） はい、それを許します。

◎1番（石原利春君） はい。空き家につきましては、まあ全国どこでも同じような問題が起きていると思いますけれども、本当に安全面と色々な犯罪、いろんなことを思いますと、危険、ましてや川辺町は小さな村ではないんですけれども、景観等もありますので、私も何とぞ古いものは早目にできるように行政の方で何とか頑張ってもらいたいと思います。以上です。これで一般質問を終わります。

◎議長（井戸三兼君） 以上で石原利春君の一般質問を終わります。議席番号4番 市原敬夫。

◎4番（市原敬夫君） 議長より許可をいただきましたので、高齢者対策について健康福祉課にお尋ねします。

川辺町においても、少子・高齢化が進み、特に高齢化は大きな問題と感じております。昨年12月の一般質問では「高齢化時代における高齢化対策」について、町長に質問させていただきましたが、今回は、具体的な問題について、質問をいたします。

川辺町の人口約1万人のうち、65歳以上が30%以上となっております。そして問題なのは、令和2年に行われた国勢調査の結果が出ておりませんので少し古い資料ですが、平成27年の国勢調査によりますと、独居老人が343人、高齢者のみの世帯が475世帯あるということでございます。核家族化が進み、従来のような3世代、4世代が一緒にする環境が変わってきております。

そこで、心配なことは、独居老人の場合、孤独死、貧困、空き家、安否確認などが考えられ、高齢者世帯においても、健康不安、買い物難民、老々介護などいろいろな問題の発生が考えられます。

先ほど示した数字は、年々増加していくことが考えられ、行政としても、早急に対策を考えていく必要があると思います。具体的には、高齢者に対する調査を実施し、実態把握と問題点を掴み、今後の福祉対策を考える必要があります。

現在、民生児童委員や包括支援センターなどによって、いろいろ対応されている部分もありますが、高齢者対策について、将来を見ずえた、抜本的な対策を考える必要があると考えます。

例えば、対策の一つとして、親族の同居推奨や隣接居住など行政として支援することも必要であると考えます。また、ITを活用した安否確認や、訪問医療・介護、生活困窮者対策、日常生活維持のための移動手段の確保など住民に寄り添ったきめ細かい施策を地域住民も含め考えていく必要があると考えますが、独居老人、高齢者世帯に対する具体的な高齢者対策についてお伺いいたします。

◎健康福祉課長（横田博生君） 議長。

◎議長（井戸三兼君） 健康福祉課長 横田博生君。

◎健康福祉課長（横田博生君） はい。それでは、市原議員からご質問のありました「高齢者対策について」お答えいたします。

本町の65歳以上の人口が総人口に占める割合、いわゆる高齢化率につきましては、令和4年6月1日現在で約33%となっております。第8期介護保険事業計画における推計値では、令和7年は34%、令和12年では35.7%と増加傾向であり、それに伴い、一人暮らしの高齢者や高齢者世帯も増加するものと考えております。

高齢者がいきいきと安心して生活するためには、健康の維持増進や生活を支えたための仕組みづくりが必要です。第8期介護保険事業計画では、3つの基本目標を掲げています。

一つ目は「地域で元気で暮らせるためにもまちづくり」です。

可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるように、介護サービスの提供体制の整備、介護予防事業、生活支援体制整備事業等を実施いたします。

二つ目は「安心して暮らせる支え合いのまちづくり」です。

介護者のつどい、権利擁護の推進、高齢者のサロン事業、ボランティア事業等を社会福祉協議会と協働で実施いたします。また、見守りの観点から緊急通報システム事業、認知症高齢者とその家族を支える事業を実施します。

三つ目は「いきいきと活躍できるまちづくり」です。

健康づくりでは、各種健康診査事業を、生きがいづくりでは、社会参加と就労対策、生涯学習を、安心して暮らせる環境づくりでは、住環境の整備と高齢者の移動支援を実施いたします。

現在、町が行っています高齢者対策としましては、民生児童委員による見守りや福寿会による友愛訪問、配食サービス、民間事業者の協力による見守りネットワークなど地域の皆さまによる温かい見守り活動のほか、緊急通報システムを活用した安否確認がございます。こうした見守りは、住民・民間事業者の皆さまの「ひと」による支援と公的支援から成り立っております。

また、生活を支える仕組みづくりのために、介護や障がい福祉サービス等の公的支援のほか、移動手段の確保、ボランティアの育成と活用等を検討する必要があります。

移動手段の確保につきましては、高齢者の自動車運転免許返納後の移動手段を一定期間支援するためのタクシー利用料金助成事業のほか、町の福祉バスを運行し、移動手段の支援・確保に努めるとともに、近隣市町村の先進事例などを調査し、住民ニーズに即した事業展開を考えてまいります。

ボランティアの育成と活用につきましては、社会福祉協議会のボランティアコーディネーターの事業と連携を図ってまいります。

高齢者対策に関する主な計画としましては、「高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」を推進するとともに、令和6年度から令和8年度を計画期間といたします「高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」の策定に向けまして、65歳以上の方を対象にしたアンケート調査を予定しております。高齢者の皆さまから高齢者対策などに関するご意見をお聴きいたしまして、次の計画・施策に反映したいと考えております。

一方、高齢者の方の健康維持・増進につきましては、本年度から「高齢者の保健事業と介護予防」を一体的に実施することとし、健康課題の整理分析、これに対応する取組みを実施し、高齢者の方がいきいきと健康に暮らせるように努めてまいります。

高齢者対策には、行政だけでなく、地域の皆さまのご理解、ご協力や関係機関との連携が必要であり、担い手になる方の人材確保・育成や公的サービスによらない住民主体の活動を推進していきたいと考えております。また、今後は高齢者の方にも身近になってきているスマートフォン等のIT技術を活用した対策の検討など、既存のアナログ方式とのバランスも考慮しながら、各種事業のデジタル化を進めることも必要であると考えております。

いずれにいたしましても、身寄りのない方、介護が必要な方、障がいをお持ちの方等、どのような立場の方であっても、できるだけ住み慣れた地域で暮らすことのできる社会を実現するために、自助、公助、共助、互助、この4つの考え方を広く周知し、各種施策・事業を推進してまいりたいと考えております。

以上、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げますとさせていただきます。

◎4番（市原敬夫君） 議長。

◎議長（井戸三兼君） 再質問ですか。

◎4番（市原敬夫君） 所見をお願いします。

◎議長（井戸三兼君） 市原敬夫君のそれを許します。

◎4番（市原敬夫君） 12月の質問で高齢者対策の重要性について指摘し、その後具体的な提案について町長から具現化に向けて取り組む旨の回答をいただきました。今、健康福祉課長からは、答弁の中に早急にアンケート調査を行い、施策に反映していきたい旨の回答がありました。調査項目はできるだけ実態が十分把握できるように、きめ細かい調査をぜひお願いをしたいと思います。

行政の仕事はどこまでも親身に寄り添えるかであり、特に近々な問題については早急に対策を実施していただきますことを切望し、質問を終わります。

◎議長（井戸三兼君） 以上で市原敬夫君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

ここで休憩に入りたいと思います。再開時間を11時20分と定め、休憩といたします。

（休憩 午前11時05分）

（再開 午前11時20分）

◎議長（井戸三兼君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

日程第2 議案第20号「令和4年度川辺町一般会計補正予算（第1号）」から、日程第5 議案第23号「令和4年度川辺町下水道事業会計補正予算（第1号）」までを一括議題といたします。

議題といたしました4議案については、先に総務委員会に審査が付託してありますので、総務委員会委員長から審査の結果並びに経過についての報告を求めます。総務委員会委員長 櫻井芳男君。

◎**総務委員長（櫻井芳男君）** はい。議長より報告を求められましたので、総務委員会における審査の結果並びに経過についてご報告いたします。

総務委員会に付託されました議案第20号から議案第23号までの審査の結果は、お手元の審査報告書のとおりです。

議案第20号「令和4年度川辺町一般会計補正予算（第1号）」、議案第21号「令和4年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第1号）」、議案第22号「令和4年度川辺町水道事業会計補正予算（第1号）」、議案第23号「令和4年度川辺町下水道事業会計補正予算（第1号）」、本委員会は付託された議案第20号から議案第23号までの4議案について、全会一致で可決すべきものと決定しました。

審査については、付託された4議案について、6月8日から審査を開始し、町長及び担当課長等の説明を受け、延べ53件余りの質疑に対する応答を行いました。

6月9日に討論、採決を行った結果、報告書にありますとおり、いずれの議案についても全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定した次第です。以上、総務委員会の審査報告を終わります。

◎**議長（井戸三兼君）** ご苦勞様でした。これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎**議長（井戸三兼君）** 質疑なしと認めます。これで委員長報告に対する質疑を終わります。これより案件ごとに議題としてまいります。

議案第20号「令和4年度川辺町一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

◎**5番（櫻井芳男君）** 議長。

◎**議長（井戸三兼君）** 議席番号5番 櫻井芳男君。

◎**5番（櫻井芳男君）** この一般会計補正予算第1号で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業という趣旨の沿わないということで、一部に該当しないと考えますので反対をいたします。

◎**議長（井戸三兼君）** 賛成討論はありますか。議席番号7番 古川政久君。

◎**7番（古川政久君）** はい。私は議案第20号につきましては、賛成の立場から討論させていただきます。

本予算につきましては、国が大きな経済対策、それから新型コロナウイルス等々によりまして、交付金を地方に出しまして経済的に物価高とかそういうものを克服するための予算でございまして、総論につきましては、非常に重要な予算でございまして、住民の皆様、中には直結するものでございます。本案のですね、今、櫻井議員からございました議会費の関係でございまして。これにつきましてもIT化の促進ということで、議会のITC

化の促進、これは一見コロナに関係ないようでございますが、今、有事の時にやっぱり議会の開催も危ぶまれる時がございます。将来そういったことにも対応するようにですね、デジタル化、IT化を進めることが私は近々の課題でありまして、この時を逃してはこの事業は成り立たないと思いますし、議員の皆様の中でも丁寧に説明をし、皆さんの合意形成を得てやられたと、その財源としてこの新型コロナウイルスの補助金、交付金を有効に活用するというので、大変理にかなったものであるということでございまして、以上の点から私は賛成の立場からの討論をさせていただきます。

◎議長（井戸三兼君） 他に討論はございませんか。

◎8番（平岡正男君） 議長。

◎議長（井戸三兼君） 議席番号8番 平岡正男君。

◎8番（平岡正男君） 私は賛成の立場からやらせていただきますが、反対する理由は何もない。ただそれだけです。賛成理由の内部につきましては、古川議員から述べられたとおりで結構かと私は思っております。以上。

◎議長（井戸三兼君） 他に討論はございませんか。これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決いたします。本案は起立による採決とします。念の為申し上げます。起立しない者は、否とみなします。議案第20号「令和4年度川辺町一般会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。したがって、議案第20号「令和4年度川辺町一般会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決いたしました。

◎議長（井戸三兼君） 議案第21号「令和4年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 討論なしと認めますので、これから議案第21号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、可決です。本案は委員長の原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号「令和4年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第22号「令和4年度川辺町水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号「令和4年度川辺町水道事業会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第23号「令和4年度川辺町下水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(井戸三兼君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(井戸三兼君) 異議なしと認めます。したがって、議案第23号「令和4年度川辺町下水道事業会計補正予算(第1号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

本定例会開催中に、町長から、議案第24号「川辺町庁舎非構造部材等耐震化及び照明LED化工事請負契約の締結について」、議案第25号「消防用小型動力可搬ポンプ積載車購入契約の締結について」、議案第26号「川辺町議会議員及び川辺町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」が、議会運営委員長から、会議規則第75条の規定による、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項についての「閉会中の継続調査申出書」が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として、議案第24号「川辺町庁舎非構造部材等耐震化及び照明LED化工事請負契約の締結について」を、追加日程第2として、議題第25号「消防用小型動力可搬ポンプ積載車購入契約の締結について」を、追加日程第3として、議案第26号「川辺町議会議員及び川辺町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」を、追加日程第4として、「議会運営委員会の閉会中の継続町」を議題にしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(井戸三兼君) 異議なしと認めます。したがって、議案第24号「川辺町非構造部材等耐震化及び照明LED化工事請負契約の締結について」と、議案第25号「消防用小型動力可搬ポンプ積載車購入契約の締結について」と、議案第26号「川辺町議会議員及び川辺町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」と、「議会運営委員会の閉会中の継続調査」を日程に追加し、議題とすることに決定しました。資料を配りますので、暫くおまちください。

(資料配付)

◎議長(井戸三兼君) 追加日程第1 議案第24号「川辺町非構造部材等耐震化及び照明LED化工事請負契約の締結について」を議題といたします。本案についての説明を求めます。総務課長 井上健君。

◎総務課長(井上健君) 議案第24号「川辺町非構造部材等耐震化及び照明LED化工事請負契約の締結について」を説明。

◎議長(井戸三兼君) これより質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(井戸三兼君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(井戸三兼君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決いたします。お諮りします。本案については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(井戸三兼君) 異議なしと認めます。したがって、議案第24号「川辺町非構造部材等耐震化及び照明LED化工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

追加日程第2 議案第25号「消防用小型動力可搬ポンプ積載車購入契約の締結について」を議題といたします。本案についての説明を求めます。総務課長 井上健君。

◎総務課長(井上健君) 議案第25号「消防用小型動力可搬ポンプ積載車購入契約の締結について」を説明。

◎議長(井戸三兼君) これより質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(井戸三兼君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(井戸三兼君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決いたします。お諮りします。本案については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(井戸三兼君) 異議なしと認めます。したがって、議案第25号「消防用小型動力可搬ポンプ積載車購入契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

追加日程第3 議案第26号「川辺町議会議員及び川辺町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。本案についての説明を求めます。総務課長 井上健君。

◎総務課長(井上健君) 議案第26号「川辺町議会議員及び川辺町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」について説明。

◎議長(井戸三兼君) これより質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(井戸三兼君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(井戸三兼君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決いたします。お諮りします。本案については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(井戸三兼君) 異議なしと認めます。したがって、議案第26号「川辺町議会議員及び川辺町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

追加日程第4 「議会運営委員会の閉会中の継続調査」を議題といたします。議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について「閉会中の継続調査」の申出がありました。申出書の朗読は省略します。

お諮りします。議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(井戸三兼君) 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。町長に挨拶をいただきます。
町長 佐藤光宏君。

◎町長(佐藤光宏君) 一言御礼の御挨拶を申し上げます。今議会におきまして上程いたしました案件、全て可決をいただきまして誠にありがとうございました。また、本日の一般質問では、真摯なご質問に対して答弁するというような形になりましたけれども、皆様方の真剣さが私共の方に伝わってまいりました。誠にありがとうございました。

ここで一つだけ宣言をさせていただきたいと思うんですけれども、小学校統合建設に踏み切ると、ということでございます。何をいまさら、とおっしゃるかもしれませんが、正式に議会で表明したことはございませんでしたので……。平成28年から、もうこの議論が始まっておりまして、今までに説明会を開きましたのは5回に過ぎません。ただ、この5回で町民の皆様からのご意見は反対は一人もいなかった、というように存じますし、他の会合で私が小学校の統合についてお話をしたというのは多々ございます。そういった意味で皆様が小学校統合問題について、是とするということと受け取りまして、これからしっかりした進路を目指して進ませていただきます。一応目標年度は2030(にまるさんまる)、令和12年に開校という予定でありまして、8年後でございます。時間があるような、ないような感じでございますけれども、その目標に向かって邁進してまいりますので、ご支援ご援助をいただきますようお願い申し上げます。

いずれにいたしましても、我々執行部は議員の皆様のお力添えがないと何も進まない、ということでございます。これからも益々ご支援をいただきますよう最後をお願いを申し上げます。御礼の御挨拶に代えさせていただきます。誠にありがとうございました。

◎議長(井戸三兼君) これをもちまして、令和4年第2回定例会を閉会とします。

(閉会 午前11時50分)